

電話診療による処方せん発行・処方薬郵送の終了について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、臨時的な措置として、電話診療による処方せん発行と処方薬の郵送を実施しておりましたが、厚生労働省の通達により、特例措置は令和5年7月31日をもって終了となります。

令和5年8月1日以降の処方せん発行と薬の処方へは外来を受診していただきますようお願いいたします。

令和5年7月31日

国際医療福祉大学三田病院